

化粧品等の動物実験に関する公開質問状 2

1. 貴社資生堂並びに系列会社において、化粧品開発に際して、過去3年間に行った動物実験の種類およびそれに使用した実験動物数を実験動物種毎にお答えください。

2006年：

2007年：

2008年：

回答できない

2. 上記1で「回答できない」の場合、その理由をお答えください。
回答することにより、弊社の動物愛護の精神や、製品の安全性に対する考え方が正しく伝わらないと判断しますので、回答は差し控えて頂きます。
3. 貴社資生堂並びに系列会社において、化粧品開発に際して、過去3年間に、動物実験により安全性または有効性を試験したうえで市場に出した製品名をお答えください。

2006年：

2007年:

複写

2008年:

回答できない

4. 上記3で「回答できない」の場合、その理由をお答えください。

回答することにより、弊社の動物愛護の精神や、製品の安全性に対する考え方が正しく伝わらないと判断しますので、回答は差し控えてさせていただきます。

5. 2009年3月11日のEU域内での化粧品の動物実験禁止期日以降、貴社並びに系列会社がEU市場で営業を継続していく際、EU当局に対してどのような形で輸出許可申請を行いますか。

A) EU向けの商品については、動物実験していない原料 (ingredients or combination of ingredients, 以下同じ) で処方し、かつ、完成品の段階でも動物実験をしない化粧品のみを申請する

B) その他

6. 上記5で「B」の場合、その申請の形をお答えください。

EU化粧品指令では、EU域内において化粧品を輸出販売する際に、EU当局に輸出許可申請を行うことは要求されていません。また、弊社はこれまでEU化粧品指令を遵守して、EU域内で化粧品を輸出販売してきており、2009年3月11日から施行される動物実験禁止に対しても、引き続き法令遵守を行っていくことに変わりはありません。

7. 上記5で「A」の場合、EU向けに処方した化粧品に配合する原料が、日本で先行して貴社並びに系列会社が販売する化粧品の原料として、動物実験が行われることがありますか。

はい いいえ

8. 上記7で「はい」の場合、動物実験を実施してからEUに対する輸出許可申請までの期間が決まっていればその期間をお答えください。決まっていなければ最低でどのくらいの期間が想定されるのかについてお答えください。

9. 回答者名、所属部署、連絡先電話番号をご記入ください。

ご回答者名：

所属部署： 株式会社 資生堂 コンシューマーリレーション部

ご連絡先電話番号： 03-3572-5111

ご記入年月日： 2009年2月25日

注1) 本質問状中、「化粧品」とは次のものを指します

- ・薬事法で規定される化粧品
- ・薬事法で規定され、かつ、EUにおいて「化粧品」として取扱いのある医薬部外品

注2) 同、「動物」とは次のものを指します

- ・生存している脊椎動物(ヒトを除く)および八腕類動物
- i) 哺乳類、鳥類、爬虫類：胎児期間、孵化期間の中間地点を経過してから
- ii) 魚類、両生類；自力での捕食が可能な状態になってから

(Directive86/609/EEC に従った英国の1986年動物(科学的手続) 条例より)

差出人

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町29番31号 清桜404
NPO法人 動物実験の廃止を求める会

理事長 長谷川 裕一

郵便認証司

平成21年
2月16日

この郵便物は平成21年2月16日
第10268958873号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社
受付通番：2009021618135500100001号

5 / 5頁

新 東 京
21. 2. 16
18-24